

父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として
平等に支援を受けられるよう対策を求める件

我が国では、ひとり親家庭への経済的支援策として、母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法など国の法制度が整備されています。これまで、一般社会では、主に父親が就労し母親は育児に専念することとされてきたために、母子家庭では就労などによって収入を得る機会が乏しく、生活の基盤そのものが脅かされていました。こうしたことから、国において母子家庭への支援策が講じられ、今日に至っております。

一方、今日の社会情勢は、平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法によって、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと」が重要視され、近年、男女共同参画社会が進展しつつあります。こうした中、家庭に対する呼称についても、これまでの母子家庭や父子家庭といった呼称から性別を区別しない「ひとり親家庭」という呼称が広まりつつあります。

しかしながら、先に挙げたひとり親家庭への経済的支援である児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子寡婦福祉資金などは、いずれも支援の対象が母子に限られており、父子を対象とする支援策が皆無に近い状況です。

父子家庭の生活実態は、育児や家事など子どもを中心とした生活をしていることから、母子家庭と同様、残業や出張、休日出勤などが制限され、低収入を強いられている家庭が多くなっております。

子どもを主体に考えたとき、ひとり親が父親であれ、母親であれ、経済的支援を必要とする状況にある家庭を支援することに性別を問うことは、速やかに改められる必要があります。

よって、国会及び政府におかれましては、ひとり親家庭への平等な支援のため、父子家庭についても児童扶養手当の支給対象とされるよう児童扶養手当法を改正することなど、父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう、早急に対策を講じていただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 9 月 7 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 野 田 譲